



労働政策研究報告書 No. 116

2010

JILPT : The Japan Institute for Labour Policy and Training

ワーク・ライフ・バランス比較法研究
〈中間報告書〉

労働政策研究・研修機構

ワーク・ライフ・バランス比較法研究
＜中間報告書＞

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

まえがき

近年、「ワーク・ライフ・バランス」（以下 WLB）という考えの下に、政府等関係諸機関から様々な調査結果や提言が出され、また、広く一般に働き方の見直しなどが必要との認識が広がっている。「仕事と生活の調和」といった訳語が当てられる WLB は、響きがよく受け入れられ易い言葉であろう。その反面、この言葉は極めて多義的かつ広大な意味を有している。

第一に、客観的事実として、一般的な有償労働を含め、働く人々の労働すなわち仕事と生活の調和は、人々が職業生活や私的生活を送る上で置かれている立場や状況、有する意識や属性によって大きく異なると思われる。第二に、WLB に関する調査研究は学問分野の垣根を越えて幅広く行われているが、調査研究の主体によって、つまり主観的に見ても WLB にかかる理解の仕方が相当程度異なっていると思われる。このように、WLB なるものの実体は今のところ大変曖昧であり、一般的な共通認識を伴う確たる定義づけは非常に難しい状況にあると思われる。

WLB なるものの実体が曖昧であることは必ずしも消極的に解されるべきではないが、他方で、法的議論の次元において実体を見究めていく作業は進めておかねばなるまい。なぜなら、労働契約法 3 条 3 項には、労働契約の原則として仕事と生活の調和に対する配慮が規定されており、WLB という考え方が特に雇用・労働の法的場面において将来への重要な萌芽を宿していると見るのであり得るのである。

本研究はおおむね以上のような問題意識の下に行われたものである。特に、WLB という考え方を社会的規範として法的規範に照らして考えてみたとき、WLB が意味する本質とはいったい何であるのか。このことを考えるために、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカの 4 か国においてはどのような国家的政策が取られ、どのような特徴があるのか。さらに、その下でどのような具体的法政策が行われているのか。反面で、民間の果たしている、あるいは果たすべき役割はどのようなものか。一方で、法制度・政策の役割はどういったものであるのか、といったことを調査研究しようとしている。もちろん、WLB に対する考え方や政策的な位置付けは国によって大きく異なりうる。しかし本研究は、諸外国の制度政策との比較検討を通じてこそ日本の WLB 政策の特徴や今後の方向性を検討することができるとの理解に立ち、諸外国の経験等から日本の WLB 政策に対する含意を導き出そうと試みている。

本報告書は中間報告書であり、次年度には今年度の成果を踏まえた最終報告書が刊行される予定である。さしあたり、本報告書が日本における WLB にかかる政策議論の一助となれば幸いである。なお、本報告書のとりまとめは当機構副主任研究員 池添 弘邦 が行った。

2010 年 3 月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 稲 上 毅

ワーク・ライフ・バランス比較法研究＜中間報告書＞ 執筆分担（初出順）

氏名	所属	担当章・節
おくやま あきら 奥山 明良	成城大学法学部教授	I、II、III第5節、IV
いけぞえ ひろくに 池添 弘邦	労働政策研究・研修機構副主任研究員	研究の概要、I、II、III(1)(2)、 III第4節、III第5節、IV
かわだ ともこ 川田 知子	亜細亜大学法学部准教授	III第1節
みずの けいこ 水野 圭子	法政大学法学部講師	III第2節
ないとう しの 内藤 忍	労働政策研究・研修機構研究員	III第3節

「多様な働き方への対応、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた
就業環境の整備の在り方に関する調査研究」

サブテーマ「ワーク・ライフ・バランス比較法研究」
研究会メンバー（五十音順）

- ◎奥山 明良 成城大学法学部教授
- 川田 知子 亜細亜大学法学部准教授
- 水野 圭子 法政大学法学部講師
- 浅尾 裕 労働政策研究・研修機構研究所長 兼 主席統括研究員
- 池添 弘邦 労働政策研究・研修機構副主任研究員
- 内藤 忍 労働政策研究・研修機構研究員

(注) ◎は座長を表す。

目 次

はじめに

執筆分担・研究会メンバー一覧

研究の概要	1
諸外国における WLB にかかわる法制度等概要表<中間報告書>	14
I 研究の趣旨・目的	37
II 日本の WLB 政策の現状と歴史.....	39
1 現状.....	39
2 歴史.....	52
III 諸外国の WLB 政策の現状と歴史.....	57
第1節 ドイツ	65
第2節 フランス	89
第3節 イギリス	121
第4節 アメリカ	149
第5節 諸外国間比較.....	187
IV 検討.....	195
1 日本と諸外国との若干の比較	195
2 日本の WLB 政策の法規範的根拠.....	198
3 今後の検討課題.....	203
主要文献リスト	205

